

第 43 期同期会について ※第 42 期同期会 のものを分かりやすく 43 に変えています

- 嘉中・嘉高大同窓会とは、福岡県立嘉穂高等学校（旧制嘉穂中学校を含む）の卒業生で組織される同窓会組織において、毎年1回（11月当初）に行われる同窓会組織最大のイベントです。参加者は毎年1000人程度のため、当番期スタッフも200名程度の協力が必要となります。この運営については、毎年、申し送りで各当番期が順番に行なっています。

私達第 43 期の当番要領は、次のとおりとなっています。

	当番年度	引継ぎ年	準備開始
大同窓会	平成29年11月	平成28年11月	平成27年11月

- 当番期とは、嘉中・嘉高大同窓会等のお世話する卒業期を表して言います。嘉穂高等学校の各卒業生は、各卒業年度において“第〇期”と呼ばれるようになっており、私達も“平成3年3月卒業生”の“第43期”と呼ばれる仲間です。

- 同期会とは、大同窓会等のイベントの成功を目標として、私達、第43期の卒業生が協力していくための集まりです。

嘉中・嘉高大同窓会は、満45歳となる年が大同窓会をお世話する当番の年度となっています。よって、私達第43期は、平成29年度大同窓会が当番期となり、その約2年前からの準備期間を経て大同窓会の実施に臨みます。

私達は、45歳を前にして家庭や職場でも重要な時期であり、忙しい日々を送っていることと思います。この様な時期に当番期として、資金の捻出や作業（ボランティア）に時間を割いて同期会の仕事に関わっていただくことは、決して容易でないことも承知しています。

しかし、これまで各年度卒業の先輩方が、私達と同じように大同窓会の成功に向け、一致団結して頑張ってきたからこそ、大同窓会が今も続いていると思います。臭い言い方ですが、「伝統をまもる」「歴史をつなぐ」と言うことではないでしょうか。

これから、当面の目標は平成29年11月に開催される大同窓会の成功です。大同窓会は、大きなイベントであり、多くの方の協力が必要となります。

第43期の皆さん、是非、力を貸してください。参加できる日時は少なくともかまいません。ご協力をお願いします。

また、主な同窓会支部においても同様に当番期が主催する同窓会があり、以下のとおり、下記支部の同窓会は、地区担当となる方を選出して、各支部の会合などに出席のうえ、連絡調整を行ってまいります。

関西龍王支部	（開催）平成28年10月	（引継）平成27年10月
北九州支部	（開催）平成29年 6月	（引継）平成28年 6月
関東支部	（開催）平成34年10月	（引継）平成33年10月
福岡支部	（開催）平成35年 8月	（引継）平成34年 8月

以上

年	月 日	曜 日	時 間	場 所	行 事	備 考	
H27年	5月30日	土	18:30	ステーションホテル小倉	北九州支部総会	有志（5名）視察	済
	6月27日	土	19:00	筑前庵	第43期生 プチ同窓会	18名参加	済
	8月15日	土	18:00	パドゥ・ル・コトブキ	第一回 第43期生同窓会		
	8月20日	木	19:00	穂波福祉総合センター	第43期生同窓会 準備委員会	総会開催の審議等	
	8月21日	金	18:30	ホテルニューオオタニ福岡	福岡支部総会	有志視察	
	10月17日	土	12:00	新大阪ワシントンホテルプラザ	関西支部総会	42期当番、43期へ引継（5名要請）	
	11月7日	土	14:00	飯塚市第一体育館	大同窓会	41期当番、43期視察、手伝い20名	
	11月7日	土	18:30	立岩公民館	第一回 第43期生総会	同期会設立、会則・予算・会費の承認	
H28年	1月2日	土	15:00	パドゥ・ル・コトブキ	第二回 第43期生総会・同窓会	追加役員・同窓会テーマ・法被デザイン等審議承認	
	5月				同窓会理事会	常任理事・理事の承認	
	5月28日	土		小倉ステーションホテル	北九州支部総会	42期当番、43期へ引継	
	8月				第三回 第43期生総会・同窓会		
	8月				福岡支部総会		
	10月				同窓会理事会		
	10月				関東支部総会		
	10月				関西支部総会	43期当番、44期へ引継	
	11月5日				大同窓会	42期当番、43期へ引継	

年	月 日	曜 日	時 間	場 所	行 事	備 考	
H29年	1月				第四回 第43期生総会・同窓会		
	5月				筑穂支部総会		
	5月				同窓会理事会		
					北九州支部総会	43期当番、44期へ引継	
					北海道支部総会		
					桂川支部総会		
					中部支部総会		
					熊本支部総会		
	8月				第五回 第43期生総会・同窓会		
					福岡支部総会		
					長崎支部総会		
					穎田支部総会		
					田川支部総会		
	10月				同窓会理事会		
					関東地区総会		
					嘉穂支部総会		
					庄内支部総会		
					関西支部総会		
					大同窓会	43期当番、44期へ引継	
H34					福岡支部総会	43期当番、44期へ引継	
H35					関東地区総会	43期当番、44期へ引継	

確認事項
各委員会・委員などの役割については原則的事項であり、突発的な事項などについては、各メンバーで協議の上、同期会の公正かつ円滑な運営に向けて、会長の下、一致協力してその任務に当たることとする。

会長(1名)
本会の代表、会務を統括
・同窓会当番の役割を全うする
・同窓会本部及び各支部ならびに各会期との調整

副会長(5名※女性1名)
会長補佐、会長不在時の代行
・各委員会の運営管理

事務局(局長1名、副1名)
全体の調整・連絡、会員名簿管理
・会員状況把握(クラス委員と連携)
・会員名簿の管理、連絡網の構築
・各委員会の管理、調整
・役員会運営、案内・進行
・役員会等の議事録作成

監査委員(1名)
同期会の監査を行う(通常年1回)

会計(1名、補佐1名)
同期会会費などの経理
・出金管理
・予算書・決算書の作成、管理
※財務委員会と共同

総務委員会(長1名、副男女各1名)
大同窓会・同期会の総務
・年2回の同期会案内送付、総会開催
・大同窓会
・案内状・礼状送付
・出席者確認・把握・調整
・総会の部の企画・運営
・総会受付

財務委員会(長1名、副男女各1名)
同窓会費徴収・寄付金募集、本会財務
・入金管理
・寄付金・新聞広告料募集
・広告のお礼粗品の選定・発注
・広告お礼状の作成・発送
・同窓会特別会費の徴収・管理
・広告収入の把握・管理※広告は全員
・予算・決算書作成、管理※会計と共同

企画委員会(長1名、副男女各1名)
同窓会・同期会懇親の部のアトラクションや会場設営等の企画・運営
・大同窓会
・メインテーマ・デザインの発案
・同期会法被、横断幕、同期旗、ポスター、チラシの企画・発注
・記念品の選定・発注
・飯塚市体育館の予約
・懇親の部の企画・運営
・懇親の部の料理業者選定・発注

広報委員会(長1名、副男女各1名)
会報の発行、その他広報渉外
・ポスター、チラシの企画・発注
※企画と共同
・広報誌(同期会会報)の発行※年4回
・ホームページの作成・管理
・連絡網の作成・管理(事務局と共同)

関東支部(支部長)
H34年 関東地区総会当番
福岡支部(支部長)
H35年 福岡支部総会当番

関西支部(支部長)
H28年 関西地区総会当番
北九州支部(支部長)
H29年 北九州支部総会当番

クラス委員(1組~10組:男女各1名以上※委員会との兼任可)
クラスを掌握し、クラスの会員と連絡調整を行う
・クラスメンバーの状況把握、各種協力依頼、連絡・調整
・会員状況の把握(事務局との連携)

嘉穂高等学校第42期同期会 活動費 支出予算案

資料① (大同窓会当日までの同期会の活動費)		
金額	備考	

旅費	2,000,000	支部総会出席の補助(参加人数の要請あり)	
旅費補助	800,000	同期生遠来者への旅費補助	
宿泊費	150,000	同期生遠来者の宿泊	
	2,950,000		2,950,000

前夜祭	500,000	100名×5,000円 (物故者慰霊祭含む)	
後夜祭	1,200,000	200名×6,000円	
当日弁当代	160,000	200名×800円	
	1,860,000		1,860,000

クラブ育成費	500,000	高校へ寄付	
寄付	500,000	高校へ寄付	
	1,000,000		1,000,000

同窓会終身会費	1,560,000	本部同窓会会則による	1,560,000
---------	-----------	------------	-----------

本部同窓会規約 (終身会費)	
当番年度(満45歳時)	500,000
46~64歳 4万円×19年	760,000
65~79歳 2万円×15年	300,000

広報			
会報発行費	600,000	100,000×6回	
アルバム作成費	1,200,000	会費納入者に配布(ビデオ含む)	
活動費	50,000	会議費等	
予備費	50,000		
	1,900,000		1,900,000

事務局			
通信費	450,000		
渉外費	100,000		
活動費	50,000	会議費等	
雑費	200,000		
予備費	100,000		
	900,000		900,000

小計①	10,170,000
-----	------------

資料② (大同窓会当日に関わる費用)		
金額	備考	

財務 (特別会費・寄付集め担当)			
印刷通信費	200,000		
活動費	50,000	会議費等	
広告者お礼	500,000	新聞広告掲載者へ粗品代	
予備費	50,000		
	800,000		800,000

総務 (総会担当)			
ハガキ代	550,000		
長寿者名簿	150,000		
印刷通信費	250,000	案内状等	
総会事務費	500,000		
雑費	50,000	恩師記念品等	
活動費	50,000	会議費等	
予備費	200,000		
	1,750,000		1,750,000

企画 (懇親会担当)			
体育館使用料	200,000	2日分	
会場設営費	2,000,000	シート・テーブル レンタル料等	
飲食費	2,000,000	1000人分の飲食費	
法被	650,000		
プラス謝礼	100,000		
旗・幕・ポスター	500,000		
記念品代	1,800,000		
企画制作費	400,000	音響・照明等	
アトラクション費	1,000,000	司会料含む	
雑費	100,000		
活動費	50,000	会議費等	
予備費	300,000		
	9,100,000		9,100,000

小計②	11,650,000
-----	------------

資料③ (大同窓会以後の第42期同期会の活動費)		
金額	備考	

総会後費用	3,500,000	大同窓会後の費用 (福岡・東京支部等の総会当番、通信費他)	3,500,000
-------	-----------	----------------------------------	-----------

小計③	3,500,000
-----	-----------

総計 小計①+小計②+小計③	25,320,000
----------------	------------

第 42 期同期会生涯運営費（特別会費）について

5 万円の根拠について

費用の内訳（概算：ここ数年の実績より）

①大同総会当日までの同期会の活動費・・・約 1,000 万円

広報活動費、事務局費、北九州・関西支部総会当番費、学校の寄付、前・後夜祭費、同窓会本部への同期生全員の終身同窓会費など

②大同総会当日に関わる費用・・・約 1,200 万円

同窓会総会、懇親会など

③大同総会以後の 42 回同期会の活動費・・・約 350 万円

関東支部総会当番費（50 歳時）、福岡支部総会当番費（51 歳時）、通信費など

◎ 総費用（①+②+③）・・・約 2,550 万円（大同総会当日参加費除くと 2,200 万）

私たちが、これから数年間、嘉穂高校卒業生として先輩方から引き継ぐ「大同総会」や「各支部の総会」での当番を、責任を持って実行していくためには以上のような活動資金が必要となります。

大同総会参加者の当日会費約 350 万円をここから差し引いても、おおよそ 2,200 万円の資金が必要ということになります。この金額を同期生 438 名（物故者を除く）で割ると 52,228 円となるわけですが、現実には全員の納入は不可能と考えられ、例年、不足分を広告料や寄付金として同期の仲間で集めて補っている状況です。以上のことから、同期会の基幹的収入源である生涯運営費を例年どおり 50,000 円とさせていただきました。

嘉穂高等学校第 42 期同期会会則

(名称)

第1条 この会は、嘉穂高等学校第 42 期同期会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、会員相互の親睦を図り、併せて平成 28 年度嘉穂高等学校大同窓会総会の成功を目的とする。

(設置場所)

第 3 条 本会の事務局は、福岡県立嘉穂高等学校内に置く。

(会員)

第 4 条 本会の会員は、福岡県立嘉穂高等学校 42 期卒業生とする。

(会費)

第 5 条 本会の会費は、50,000 円とする。

(役員及び委員)

第 6 条 本会に次の役員及び委員を置く。

(1) 会長 1 名、副会長 6 名以内、会計若干名、事務局若干名を置く。

(2) 総務委員、財務委員、企画委員、広報委員を若干名置く。

(3) 各クラスにクラス委員若干名を置く。

(4) 監査委員 2 名以内を置く。

(5) 地区連絡委員は、関東地区、関西地区、福岡地区、北九州地区に若干名置く。

(6) 会長と副会長のうち若干名をもって同窓会本部の理事とし、会長を常任理事に充てるものとする。

2 前項の役員及び委員をもって平成 28 年度嘉穂高等学校大同窓会総会の実行にあたるものとし、その場合にあっては、会長を実行委員長、副会長を副実行委員長に読み替えるものとする。

(選出及び任期)

第 7 条 本会の役員及び委員の選出は、次のとおりとする。

(1) 会長、副会長、会計、事務局は、同期会の会員の中から選出し、事務局にあっては、互選により事務局長を 1 名選出する。

(2) 総務委員、財務委員、企画委員、広報委員の各委員長 1 名、副委員長 3 名以内を同期会の会員の中から会長が指名する。各委員は、同期会の会員の中から選出する。

(3) クラス委員は、各クラスの中から選出する。

(4) 監査委員は、同期会の会員の中から選出する。

(5) 地区連絡委員は、役員会で選出し、会長が選任する。

2 本会の役員及び委員の任期は、平成 28 年嘉穂高等学校大同窓会総会終了までとし、重任、再任を妨げない。

(任務)

第 8 条 本会の役員及び委員の任務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代行する。

(3) 会計は、同期会の会費などの経理を行う。

(4) 事務局は、連絡調整及び会員名簿の調整を行う。

(5) 各委員長は、各委員会の任務を統括する。

(6) 総務委員会は、大同窓会総会、同期会総会の総務を行う。

(7) 財務委員会は、同窓会費（特別会費）の徴収、寄附金募集、その他本会の財務一般を行う。

- (8) 企画委員会は、大同窓会・同期会総会のアトラクション・会場設営などの企画、実行を行う。
- (9) 広報委員会は、会報の発行、その他広報渉外を行う。
- (10) クラス委員は、クラスを掌握し、クラスの会員との連絡調整を行う。
- (11) 監査委員は、同期会の監査を行う。
- (12) 地区連絡委員は、各地に在住する会員との情報交換を図るとともに本会との連絡調整を行う。

(総会)

第9条 総会は、会長が招集する。

2 総会は、原則として毎年1回開催し、次のことを承認する。

- (1) 役員の選出に関する事。
- (2) 予算、決算に関する事。
- (3) その他運営に関する事。

3 総会の議事は、出席者の過半数でこれを決するものとする。

(総会の議長)

第10条 総会の議長は、会長とする。ただし、会長が指名した場合はこの限りでない。

(役員会)

第11条 役員会は、会長、副会長、会計、事務局、総務委員長、財務委員長、企画委員長、広報委員長をもって構成する。

2 役員会は、次の事項を行う。

- (1) 本会の目的遂行に関する事。
- (2) 予算案の構成、予算執行及び決算に関する事。
- (3) 軽微な予算の変更に関する事。
- (4) その他運営委員会に諮る案件などの調整に関する事。

(運営委員会等)

第12条 運営委員会は、会長、副会長、会計、事務局、総務委員、財務委員、企画委員、広報委員及びクラス委員をもって構成し、会長が招集し、会長が議長をする。

2 運営委員会は、原則として毎年2回開催する。ただし、委員が要請した場合には、別に運営委員会を開催することができる。

3 運営委員会は、次の各号にあげる事業を審議し決定する。

- (1) 予算、決算に関する事。
- (2) 本会の目的遂行に必要な事項に関する事。
- (3) 本会の会則変更に関する事。

4 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を審議することが出来ない。

5 運営委員会の議事は、出席委員の3分の2以上の多数決でこれを決するものとする。

6 運営委員会は、平成28年度嘉穂高等学校大同窓会総会実施にあつては、実行委員会に読み替えるものとする。

(その他)

第13条 この会則に定めるもののほか、会の運営について必要な事項は、会長が役員会に諮って別に定める。

附 則

この会則は、平成27年1月2日から施行する。

嘉穂高等学校第 42 期同期会旅費及び活動参加費補助規程

(目的)

第 1 条 本規程は、嘉穂高等学校第 42 期同期会の活動に関する旅費及び活動参加費補助に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(旅費)

第 2 条 旅費については、飯塚市を基点として原則的に実費とし、その全てを本会費にて負担する。ただし、福岡県内は負担の対象外とするが、役員会で承認したものはこの限りでない。

2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料とする。

3 旅行を命じられたものは、原則として、公共交通機関を利用することとし、必要に応じて、総務委員会でチケット等を発注し、活動参加者本人に渡すものとする。

なお、活動参加者が諸般の事情により、個別にチケット等を購入する場合、又は自家用車等を利用する場合は、公共交通機関を利用した場合の実費を上限として旅費を請求できるものとする。

4 福岡県外に在住する者が近隣都道府県の活動に参加する場合には、1 回につき一律 1,000 円とする。なお、この場合の取りまとめは地区支部長が行い、支払いには役員会の承認を必要とする。

5 福岡県外に在住する者がその居住都道府県内で移動する場合は、原則として、対象外とするが、役員会で承認した場合はこの限りでない。

6 福岡県外に在住する者が、大同窓会に出席するためにかかる旅費への負担補助については、参加予定人数及びそれに対する予算額により変動するため、大同窓会の開催年度の 10 月の役員会で決定する。

(活動参加費補助)

第 3 条 活動参加費（支部総会及び同総会の懇親会の参加費）は、原則としてその半額を補助する。ただし、役員会で承認したものに限る。

(支出)

第 4 条 旅費、活動参加費については、会期の特別会費から支出する。

2 前項の旅費に係る支出にあたっては、原則として事業計画で予め予算化しておく。

3 第 2 条第 3 項により、活動参加者本人が直接支払いをする場合は、領収書等の提出を求める。

ただし、支部総会の会費等で領収書の発行がない場合は、参加者の領収書で代えるものとする。

(その他の補助)

第 5 条 その他必要な経費については、役員会での審議及び承認の上、別途補助をするものとする。

(規程改正)

第 6 条 本規程の改正については、役員会の承認をもって行い、総会に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 1 月 2 日から施行する。